

インド

経済

いいね! 0

ツイート

2016/08/11 (木)

## 製造業や輸入業、「相殺控除」に恩恵



2017年4月導入が見込まれている「物品・サービス税(GST)」について、企業はどのような準備が必要なのか。また、新税の特徴は何か。会計コンサルティング大手グラントソントン・インドのジャパンデスク・ディレクター、花輪大資氏(日本国公認会計士)に話を聞いた。

### ■ 会計処理の対応に備えを

導入に当たって、既に骨格となる「モデルGST法」のドラフトが公表されている。日系企業はいま入手できる情報を基に最低限の分析をしておく必要がある。事務作業としては、「経理部門のコンプライアンス」で新たな対応が求められる可能性がある。

これまでサービス税は中央政府に課税権があったが、今後は州政府の「SGST(州GST)」にも組み込まれる。そのため、サービス取引も取引が生じる州政府ごとに、登録・申告・納税が必要となると考えられる。GSTに合致した契約書や請求書の改定などに備える必要があるだろう。

ただ、GSTは製造業を中心にメリットは大きい。特に相殺控除(クレジット)という面では、受け取ったGSTと支払ったGSTが原則的に相殺でき、現在の中央売上税(CST)のように相殺控除できず、コストとなってしまいう税金の解消が期待できる。CSTの解消は州をまたぐ取引のあり方や物流にも大きく影響するだろう。また、物品取引とサービス取引の税金がクロス相殺できる点もメリットと言える。

最終製品の輸入販売業にも大きなメリットがある。まず、現行はインドで物品を輸入する際は、1:基本関税、2:相殺関税、3:特別追加関税——が課せられる。このうち、相殺関税については、インド国内に生産拠点を持っている企業であれば、製品の出荷元として受け取る物品税との相殺が可能だ。だが、最終製品の輸入販売業者の場合は、相殺関税が控除の対象とはならず、仕入れ原価に丸ごと上乗せされている。新税では、基本関税は現行のままだが、相殺関税と特別追加関税がGSTに変更され、最終製品であっても、仕入れ時に支払う(相殺関税見合いの)GSTと売り上げ時に受け取るGSTが基本的に相殺控除できるとみられ、輸入仕入れ原価の低減が期待できる。この点、メーク・イン・インド(インドでつくろう)政策に反するとの指摘もある。

GSTは現在の間接税制を抜本的に変更するもので、サプライチェーンやキャッシュフロー、コンプライアンス対応、ITシステムなどの再構築が求められるだろう。税率や免税範囲、手続きなどで政府決定を待つ必要があるが、企業ごとに導入による影響の把握と現状の分析は必須だ。

関連国・地域: インド/日本

関連業種: 経済一般・統計/商業・サービス/運輸・倉庫...その他